平成２６年（フ）第７６７７号
東京都墨田区菊川２丁目５番18号
破産者　株式会社アウトバック
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６７８号
東京都港区芝浦３丁目10―６―209　佐藤方
破産者　工藤　良一
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７２２号
東京都立川市高松町２丁目９―21　Ｆ本社ビル４Ｆ、住民票上の住所東京都立川市高松町２丁目９―21　嫩企画本社ビル４Ｆ
破産者　新谷　卓也
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４１号
東京都渋谷区恵比寿４丁目５―25　シャンボール恵比寿604、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿１丁目10番５号
破産者　株式会社ハムズ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目23番12号201号室、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区中根１丁目19番15号
破産者　有限会社ＤＬＲ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４３号
東京都板橋区成増１丁目13―12―802、住民票上の住所東京都目黒区中根１丁目19―15
破産者　伊藤　功一
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４４号
東京都港区六本木５丁目18番２号　大昌第二ビル
破産者　株式会社パシフィック・ダイニング
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４５号
東京都世田谷区新町１丁目22―２
破産者　菅野　大介
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７４６号
東京都世田谷区新町１丁目22―２
破産者　菅野美奈子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５８号
東京都墨田区錦糸１丁目２番１号　アルカセントラル14Ｆ
破産者　株式会社ハウスサポート
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５９号
東京都墨田区文花１丁目24―３―305
破産者　中村　華子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８６１号
神奈川県相模原市中央区宮下本町３丁目18―13―201
破産者　今村　祐哉（旧姓山内）
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８６６号
東京都足立区綾瀬２丁目26―15―605
破産者　川原　智貴
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８６８号
東京都新宿区西早稲田１丁目23―15―101
破産者　吉成　憲明
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８９９号
千葉県柏市北柏５丁目２―１―701
破産者　大前　行夫
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９０８号
東京都杉並区堀ノ内２丁目41―30　コーポ親和103、住民票上の住所東京都杉並区堀ノ内２丁目41―30　親和交通寮
破産者　小野　豊
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２０号
東京都杉並区下井草１丁目14―８―105
破産者　小川智恵子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９２７号
東京都品川区大井４丁目29―８
破産者　川田　友記（旧姓堀米）
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９３２号
東京都豊島区東池袋３丁目８―８―1401
破産者　辻　　勝平
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９４８号
東京都板橋区西台２丁目41―13―601
破産者　安井　康子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９５７号
東京都清瀬市中清戸５丁目134―12―101
破産者　児玉　佐雄
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部